

令和5年度「生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組」

八王子市立檜原小学校
校長 佐藤 栄太郎

(1) 教職員の生活指導に対する共通認識

- ①児童の指導に当たっては、一時的な感情で行動するのではなく、常に精神的な余裕をもち、教育者として冷静かつ毅然とした態度で指導する。
- ②周囲の教職員に生活指導を任せ、自分では児童に対し、注意等をしない教職員がいることは、学年や学校全体の生活指導がうまくいなくなる原因となる。学年や学校全体で組織的に生活指導ができるように、職員会議等で共通理解を図る。
- ③体罰の発生は校内体制及び管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか、点検・確認する。

(2) 研修による教職員の資質向上

- ①研修会を定期的・計画的に行うなどして、学校組織を生かして体罰に対する教職員一人一人の自覚や認識を深める。
- ②体罰は学校教育法で禁じられており人権侵害であること、行政責任として懲戒処分等がなされること、また、刑事責任、民事責任に問われる場合があることを再確認する。
- ③教員の指導権限と児童生徒の人権について十分な理解を図り、児童の立場に立って、体罰に頼らない指導の在り方について研究する。
- ④長期的な視野に立って、児童の成長を願い、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導するなど、カウンセリングマインドによる育成に努める。
- ⑤考え方が多様化している児童に対して、日常的に児童の実態把握をするとともに、最近の心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究し、実践に生かす。

(3) 生活指導体制の充実

- ①体罰の根絶に向け、教職員の共通理解と指導の連携が図れるよう、管理職を中心に、生活指導体制を常に見直す。
- ②問題行動等を行った児童に、厳しく指導するような場面では、学年・分掌組織を生かした指導を行う。
- ③教育活動全体を通して、一部の教職員、生活指導部や学年の教職員だけで指導する等、いわゆる抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携が図れるように努める。
- ④不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員が互いに点検できる体制づくりに努める。セルフチェックシートを活用する。
- ⑤管理職への報告、連絡、相談体制の見直しや、保護者への連絡の必要性について教職員への周知を図る。さらに、学校・保護者・地域が信頼関係を築き、児童の可能性を伸ばす指導体制の確立に努める。

体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを**懲戒**という。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を**体罰**という。体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。この体罰は、その態様により、**傷害行為**、**危険な暴力行為**、**暴力行為**に分類される。また、**暴言**や**行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰関連行為のガイドライン

行為の分類		ガイドライン			
名称	特徴	内容	具体例	想定される事例	
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等	有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無に関わらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	●授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、さらに増したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ●メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。	
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)		一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	●学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ●柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。	
	暴力行為 (肉体的苦痛)		頭・頬をたたく、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ●体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が吐いたため、後ろから足を蹴った。	
不適切な行為	不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使	手をはたく(しっぺ)、おでこを弾く(デコピン)、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首を掴んで連れ出すなどの行為を行った場合	●宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 ●チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。	
	暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動	罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	●授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおრიこうさん」と馬鹿にした。 ●事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。	
	行き過ぎた指導	精神的・肉体的負担	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導	●毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身ともに疲労し、勉強する時間もなくなった。 ●普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。	
指導の範囲内	肉体的苦痛や負担を伴わない	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使	腕をつかんで連れて行く、頭(顔・肩)を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	●友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 ●授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。	
適切な指導	懲戒行為 教育指導としての 有形力の行使	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為。スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使	注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩(背中)をたたきほめる、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導する場合	●授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 ●大縄跳びの練習中、上手く中に入れなかった生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。	
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛を伴う 有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	●化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のピンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 ●身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。	
緊急避難		自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為	校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	●情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 ●階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。	